

事 務 連 絡
平成 2 2 年 4 月 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産ミニトマト)

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府において残留農薬に再発防止対策が講じられたことから、同事務連絡の別添 1 の 2 を別紙 1 及び別表 1 5 を別紙 2 のとおり改正しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。